

専有部分の家屋番号		2 2 4 - 1 - 1 ~ 2 2 4 - 1 - 3 4					
表 題 部		(一棟の建物の表示)		調製	平成 1 1 年 2 月 2 5 日	所在図番号	余 白
所 在		川崎市高津区二子二丁目 2 2 4 番地 1				余 白	
① 構 造		② 床 面 積			㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄筋コンクリート造陸屋根5階建		1階			5 0 0 : 9 8		余 白
		2階			5 2 4 : 1 4		
		3階			5 2 4 : 1 4		
		4階			5 2 4 : 1 4		
		5階			3 8 4 : 6 4		
余 白		余 白			:		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記
					:		平成 1 1 年 2 月 2 5 日

表 題 部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0 2 1 2 0 0 0 4 3 5 1 5 7
家屋番号	二子二丁目 2 2 4 番 1 の 2			余 白
建物の名称	1 0 6			余 白
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分	3 9 : 7 8	昭和50年12月23日新築
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記
			:	平成11年2月25日

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和58年3月22日 第11644号	原因 昭和58年1月25日売買 共有者 福島県南会津郡田島町大字田島字谷地甲43番地 持分2分の1 佐藤 栄 一 福島県南会津郡田島町大字田島字谷地甲43番地 2分の1 佐藤 あ い 子 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人氏名変更	平成19年12月5日 第67288号	原因 平成18年4月30日相続人不存在 佐藤栄一の氏名 亡佐藤栄一相続財産 代位者 東京都文京区本郷三丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社 代位原因 昭和63年1月8日設定の抵当権の 実行による競売
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年2月25日
2	佐藤栄一持分差押	平成17年3月28日 第16542号	原因 平成17年3月25日川崎市高津区役所 差押 債権者 川 崎 市
3	佐藤あい子持分全部移転	平成19年12月5日 第67287号	原因 平成18年4月30日相続 所有者 福島県南会津郡南会津町田島字谷地甲 43番地 持分2分の1 佐藤 栄 一 代位者 東京都文京区本郷三丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社 代位原因 昭和63年1月8日設定の抵当権の 実行による競売
付記1号	3番登記名義人氏名変更	平成19年12月5日 第67288号	原因 平成18年4月30日相続人不存在 氏名 亡佐藤 栄 一 相 続 財 産 代位者 東京都文京区本郷三丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社 代位原因 昭和63年1月8日設定の抵当権の 実行による競売
4	差押	平成19年12月28日 第72339号	原因 平成19年12月27日横浜地方裁判所 川崎支部担保不動産競売開始決定 債権者 東京都文京区本郷三丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社

5	所有権移転	平成20年8月27日 第48861号	原因 平成20年8月25日担保不動産競売による売却 所有者 東京都新宿区西新宿七丁目5番5号 株式会社オーディーエス
6	4番差押登記抹消	平成20年8月27日 第48861号	原因 平成20年8月25日担保不動産競売による売却
7	2番差押登記抹消	余 白	平成20年8月27日5番の登記をしたので滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第32条の規定により抹消 平成20年10月6日受付 第56977号 登記官の過誤につき職権更正
8	所有権移転	平成20年10月10日 第58094号	原因 平成20年10月10日売買 所有者 川崎市高津区二子二丁目16番19-106号 根 本 昌 幸

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和63年1月8日 第623号	原因 昭和63年1月8日保証委託契約による 求償債権同日設定 債権額 金1,390万円 損害金 年18・25% (年365日日割計算) 債務者 福島県南会津郡田島町大字田島字谷地 甲43番地 佐 藤 あ い 子 抵当権者 東京都文京区本郷三丁目33番5号 日 本 信 販 株 式 会 社 共同担保 目録(注)第1459号 順位4番の登記を移記
2	抵当権設定	昭和63年1月8日 第624号	原因 昭和63年1月8日保証委託契約による 求償債権同日設定 債権額 金850万円 損害金 年18・25% (年365日日割計算) 債務者 福島県南会津郡田島町大字田島字谷地 甲43番地 佐 藤 あ い 子 抵当権者 東京都文京区本郷三丁目33番5号 日 本 信 販 株 式 会 社 共同担保 目録(注)第1460号 順位5番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年2月25日
3	根抵当権設定仮登記	平成15年9月26日 第53358号	原因 平成15年9月19日設定 極度額 金1,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 保証取引 保証委託取引 手形割引取引 債務者 福島県南会津郡田島町大字田島字谷地 甲43番地 佐 藤 栄 一 権利者 東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号日本橋室町センタービル 株 式 会 社 S F C G
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
4	抵当権設定	平成17年4月20日 第22231号	原因 平成17年3月31日金銭消費貸借平成17年4月9日設定 債権額 金7,000万円 利息 年3・4% (年365日日割計算) 損害金 年15% (年365日日割計算) 債務者 福島県南会津郡田島町大字田島字谷地 甲43番地 佐 藤 栄 一 抵当権者 福島県喜多方市字西四ツ谷249番地 佐 藤 勝 英 共同担保 目録(注)第9453号
5	3番仮登記抹消	平成18年4月5日 第23539号	原因 平成17年12月30日解除
6	4番抵当権抹消	平成18年4月5日 第23540号	原因 平成18年3月29日解除

7	1 番、2 番抵当権抹消	平成 20 年 8 月 27 日 第 48861 号	原因 平成 20 年 8 月 25 日担保不動産競売による売却
---	--------------	-------------------------------	---------------------------------

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(㌧)第 1459 号	調製	平成 11 年 7 月 8 日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	川崎市高津区二子二丁目 224 番地 1 家屋番号 二子二丁目 224 番 1 の 2 の建物	1	平成 20 年 8 月 27 日受付第 48861 号抹消
2	川崎市高津区二子二丁目 224 番 1 の土地 佐藤あい子、佐藤栄一持分	4	平成 20 年 8 月 27 日受付第 48861 号抹消
	余 白	余 白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 3 条の規定により移記 平成 11 年 7 月 8 日
	余 白	余 白	平成 20 年 8 月 27 日全部抹消

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(㌧)第 1460 号	調製	平成 11 年 7 月 8 日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	川崎市高津区二子二丁目 224 番地 1 家屋番号 二子二丁目 224 番 1 の 2 の建物	2	平成 20 年 8 月 27 日受付第 48861 号抹消
2	川崎市高津区二子二丁目 224 番 1 の土地 佐藤あい子、佐藤栄一持分	5	平成 20 年 8 月 27 日受付第 48861 号抹消
	余 白	余 白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 3 条の規定により移記 平成 11 年 7 月 8 日
	余 白	余 白	平成 20 年 8 月 27 日全部抹消

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(㌧)第 9453 号	調製	平成 17 年 4 月 20 日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	川崎市高津区二子二丁目 224 番 1 の土地 佐藤栄一、佐藤あい子持分	52	平成 18 年 4 月 5 日受付第 23540 号抹消
2	川崎市高津区二子二丁目 224 番地 1 家屋番号 二子二丁目 224 番 1 の 2 の建物	4	平成 18 年 4 月 5 日受付第 23540 号抹消
3	福島地方務局 田島出張所 福島県南会津郡田島町大字田島字谷地 甲 53 番 3 の土地	余 白	余 白
4	福島地方務局 田島出張所 福島県南会津郡田島町大字田島字谷地 甲 53 番 6 の土地	余 白	余 白
5	福島地方務局 田島出張所 福島県南会津郡田島町大字田島字谷地 甲 42 番地イ、甲 46 番地イ、甲 46 番地 2（仮換地 田島都市計画事業田島駅周辺土地区画整理事業施行地区内 47 街区 1～3 号） 家屋番号 甲 42 番イの建物	余 白	余 白
	余 白	余 白	平成 18 年 4 月 5 日全部抹消

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。